

義務教育制度については、その根幹を維持し、
国の責任を引き続き堅持することを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、小中学校の教員・事務職員・栄養職員などの人件費の二分の一を国が負担することにより、地方自治体の財政力に左右されることなく、教育水準を一定に保つ目的で制定されていたものです。政府は2004年11月「三位一体改革の全体像」を決定し、義務教育費国庫負担制度の見直しを進めるとして2006年度までの2年間で義務教育費国庫負担金を8,500億円程度減額する方針のもと、今年度予算では義務教育費国庫負担金4,250億円を削減しました。なお暫定措置として同額が教職員人件費への充当を基本に税源移譲予定特例交付金として交付されました。

更に、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持。費用負担について地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。中央教育審議会の結論が出るまでの17年度予算については、暫定措置を講ずる。

これは、新宿区も参加している、地方六団体がその設置を求めた「国と地方の協議の場」における協議を経てまとめられ、政府が決定したものです。

一方、地方六団体も参加して地方の立場から議論し、意見を述べてきた中央教育審議会特別部会では、義務教育国庫負担制度を維持するという答申案をまとめたところです。

政府は、地方分権をすすめる観点から、国庫負担金を削減して税財源を地方に移譲するとしていますが、実際には税源移譲額が削減額を下回っている現状があります。

明治以来、地方自治体は義務教育費の負担をめぐって呻吟した長い歴史をもっており、その結果昭和15年、義務教育費国庫負担法が施行され今日の制度の出発点となりました。

このような、歴史的な経過や、地方自治体の財政負担の問題を踏まえ、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持することを要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年10月 日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

あて